

青森県後期高齢者医療広域連合職員安全衛生管理規程

(平成二十年三月二十七日青森県後期高齢者医療広域連合規程第二号)

(趣旨)

第一条 この規程は、別に定めるものを除くほか労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。)に基づき、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 青森県後期高齢者医療広域連合職員定数条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第四号)第二条に規定する職員をいう。

二 事務局長 青森県後期高齢者医療広域連合組織規則(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第二号)第二条に規定する事務局長をいう。

(事務局長の責務)

第三条 事務局長は、快適な職場環境の実現を図るとともに、広域連合長の指示に従い、職員の安全の確保と健康の保持増進に努めなければならない。

(職員の責務)

第四条 職員は、安全の確保及び健康の保持増進について常に努めるとともに、事務局長及び衛生に関する事項に携わる者の指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

(衛生推進者)

第五条 法第十二条の二の規定に基づき、衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、広域連合長が選任する。

3 衛生推進者は、次の業務を担当する。

- 一 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- 二 職員の衛生のための教育の実施に関すること。
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、職員の衛生に関すること。

(健康診断)

第六条 職員に対して行う健康診断の種類は、次のとおりとする。

- 一 採用時健康診断
- 二 定期健康診断
- 三 その他の健康診断

2 前項各号に定める健康診断の日程その他の実施細目については、この規程に定めるもののほか、広域連合長が定める。

3 広域連合長は、前項の規定により健康診断の日時等を決定したときは、その都度その旨を事務局長に通知する。

4 事務局長は、前項の規定による通知を受けたときは、その内容を職員に周知させるとともに、職員が健康診断を受けることができないよう配慮しなければならない。

5 職員は、健康診断をその指定された期日又は期間内に受けなければならない。

(定期健康診断を受けなかった職員の取扱い)

第七条 職員は、定期健康診断をその指定された期日又は期間内に自己の都合により受けなかったときは、一月以内に医師の診断を受け、当該診断書を広域連合長に提出しなければならない。

(健康診断の免除)

第八条 広域連合長は、次に掲げる職員については、健康診断の全部又は一部を免除することができる。

- 一 現に当該健康診断の検査項目に係る疾病を治療中の者
- 二 医師の管理を受けている者

三 既に他の医療機関で受診し、又は受診する予定の者

四 その他広域連合長が健康診断を受けないことが相当と認める者

(健康診断の結果に対する措置)

第九条 広域連合長は、第六条第一項各号に掲げる健康診断を行った医師が健康に異常があると認めた職員に対し、適切な指導及び措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第十条 職員の健康管理に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第十一条 この規程に定めるもののほか、職員の安全及び衛生の管理について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。